

特別決議

「戦争をする国づくり」を許さず、「戦争法制」の撤回を

安倍政権は5月14日に、集団的自衛権行使を可能とする「戦争法制」の閣議決定を強行し、5月15日に国会に法案を提案しました。憲法9条の平和原則を否定する重大な内容であるにもかかわらず、安倍首相は4月28日の米議会演説で「夏までに成立させる」と約束し、会期を大幅に延長した上で、今国会中の成立をめざしています。

国会に提案された「戦争法制」は新設の「国際平和支援法」と「周辺事態法」などの現行法の改定案10本を一括した「平和安全法制整備法案」からなっています。その内容は、「日本周辺」という地理的制限をなくして、「いつでも」「どこでも」自衛隊がアメリカ軍を始め多国籍軍の後方支援のために海外派兵できるというものです。また、海外での後方支援のための武器の使用も許可するとしています。まさに「戦争をする国づくり」のための法案になっています。

ところが、安倍首相は「戦争法制」の閣議決定後の記者会見で、「アメリカの戦争に巻き込まれることは絶対にあり得ない」「抑止力が高まり、戦争の危機は少なくなる」などと述べる一方で、「戦争法案などといった無責任なレッテル貼りは全くの誤り」と国民の不安や怒りを無視し、国民的な「戦争法制」反対の運動を否定しています。

また、5月20日の党首討論では、安倍首相は戦後日本の原点となった「ポツダム宣言」を「つまびらかに読んでおらず、承知していない」と述べ、過去の日本の戦争を「間違った戦争」と認めず、国内外に衝撃が走りました。「ポツダム宣言」は日本の過去の戦争を「日本国民を欺瞞しこれをして世界征服の挙にいつるの過誤」と規定していますが、これを認めないということは「日本国民を欺瞞」することを「戦争法制」で再び繰り返すということではないでしょうか。

戦後日本は、憲法を守り、「戦争をしない国」として世界から信頼を得てきました。今、その根幹を揺るがす事態になっています。世論調査でも、「戦争法制」の今国会での成立に「反対」48%、「賛成」34%となっているように（5/10 読売新聞）、国民世論も法案の危険な内容に疑問と拒否の意志を示しています。

私たちは現在、戦後70年守り続けてきた平和を投げ捨て、「戦争をする国」に向かうかどうかの歴史的岐路に立っています。茨城労連は、引き続き職場や地域での対話や宣伝行動に取り組みながら憲法を踏みにじる『戦争法制』許すな』の世論づくりの運動に取り組み、「戦争法制」の廃案を求めています。

子どもや孫の世代に憲法9条を生かした「平和な日本」を手渡すために、日本各地で巻き起こっている「戦争法制」反対の運動に連帯し、一人ひとりができることから具体的な行動に踏み出していきましょう。